

知っていますか？自分の最低賃金

1 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。そして、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

2 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

（１）地域別最低賃金

すべての労働者に適用、すべての使用者が遵守、都道府県ごとに設定。

・ 内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

・ 適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

（２）特定最低賃金（※）

特定地域内の特定産業について定められています。設定件数226件。

例えば、北海道なら乳製品製造業、愛媛県なら各種商品小売業、愛知県なら自動車（新車）小売業、岡山県なら鉄鋼業など。

・ 内容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和5年9月1日現在、全国で226の特定最低賃金が定められています。

・適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。

（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は「特定最低賃金」で検索

（※）地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

3 派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保証されます。

・派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元：埼玉県、最低賃金1028円 → 派遣先：東京都、最低賃金1113円

派遣先の東京都最低賃金＜1113円＞が適用されます。

・派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元：京都府、最低賃金1008円 → 派遣先：兵庫県鉄鋼業、最低賃金1024円（※）

派遣先の兵庫県鉄鋼業最低賃金＜1024円＞が適用されます。

（※）金額は令和5年9月1日現在のものです。

4 最低賃金の確認の方法は？

確認したい賃金（※1）を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう。（※2）

・事例1：●●県で働くAさんの場合（月給のみの場合）

基本給（月給）	175,000円
職務手当（月給）	25,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県最低賃金額	1000円

- ①Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
 $208,000円 - 8,000円 = 200,000円$
- ②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
 $200,000円 \div 1か月の平均所定労働時間（160時間） = 1,250円 > 1,000円$
 であり、最低賃金額以上となっています。

・事例2：▲▲県で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

基本給（日給）	120,000円（=6,000円×20日）
職務手当（月給）	24,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県最低賃金額	1000円

- ①基本給（日給）を時間額に換算すると、
 $6,000円 \div 1日の所定労働時間（8時間） = 750円$
- ②Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、
 $24,000円 \div 1か月の平均所定労働時間（160時間） = 150円$
- ③上記①と②を合計すると、
 $750円 + 150円 = 900円 < 1,000円$ であり、最低賃金額未満となっています。

（※1）最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割

増賃金など)

④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

5 地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

括弧内は令4年度最低賃金

北海道	960円（920円）	令和5年10月1日より適用
青森	898円（853円）	令和5年10月7日より適用
岩手	893円（854円）	令和5年10月4日より適用
宮城	923円（883円）	令和5年10月1日より適用
秋田	897円（853円）	令和5年10月1日より適用
山形	900円（854円）	令和5年10月14日より適用
福島	900円（858円）	令和5年10月1日より適用
茨城	953円（911円）	令和5年10月1日より適用
栃木	954円（913円）	令和5年10月1日より適用
群馬	953円（895円）	令和5年10月5日より適用
埼玉	1028円（987円）	令和5年10月1日より適用
千葉	1026円（984円）	令和5年10月1日より適用
東京	1113円（1072円）	令和5年10月1日より適用
神奈川	1112円（1071円）	令和5年10月1日より適用
新潟	931円（890円）	令和5年10月1日より適用
富山	948円（908円）	令和5年10月1日より適用
石川	933円（891円）	令和5年10月8日より適用
福井	931円（888円）	令和5年10月1日より適用
山梨	938円（898円）	令和5年10月1日より適用
長野	948円（908円）	令和5年10月1日より適用
岐阜	950円（910円）	令和5年10月1日より適用
静岡	984円（944円）	令和5年10月1日より適用
愛知	1027円（986円）	令和5年10月1日より適用
三重	973円（933円）	令和5年10月1日より適用

滋 賀	967円 (927円)	令和5年10月1日より適用
京 都	1008円 (968円)	令和5年10月6日より適用
大 阪	1064円 (1023円)	令和5年10月1日より適用
兵 庫	1001円 (960円)	令和5年10月1日より適用
奈 良	936円 (896円)	令和5年10月1日より適用
和歌山	929円 (889円)	令和5年10月1日より適用
鳥 取	900円 (854円)	令和5年10月5日より適用
島 根	904円 (857円)	令和5年10月6日より適用
岡 山	932円 (892円)	令和5年10月1日より適用
広 島	970円 (930円)	令和5年10月1日より適用
山 口	928円 (888円)	令和5年10月1日より適用
徳 島	896円 (855円)	令和5年10月1日より適用
香 川	918円 (878円)	令和5年10月1日より適用
愛 媛	897円 (853円)	令和5年10月6日より適用
高 知	897円 (853円)	令和5年10月8日より適用
福 岡	941円 (900円)	令和5年10月6日より適用
佐 賀	900円 (853円)	令和5年10月14日より適用
長 崎	898円 (853円)	令和5年10月13日より適用
熊 本	898円 (853円)	令和5年10月8日より適用
大 分	899円 (854円)	令和5年10月6日より適用
宮 崎	897円 (853円)	令和5年10月6日より適用
鹿児島	897円 (853円)	令和5年10月6日より適用
沖 縄	896円 (853円)	令和5年10月8日より適用
全国加重平均額		1004円 (961円)

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info>

WEBで確認！「最低賃金制度」で検索

最低賃金に関するお問い合わせは、最寄りの労働局または労働基準監督署へ
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>